

別表 1

教育研修計画

種別	実施時期	実施要領	講師	教育研修内容	備考
新入社員等 教育研修	新しく業務に従事することとなったときに実施する。	採用から7日以内に実施する。	教養研修責任者が講師を選任する。	<ul style="list-style-type: none"> ・探偵業法その他関連法令について ・個人情報保護の重要性について ・探偵業の不正利用者の排除について 	
定期教育研修	1年に2回、定期的 に実施する。	毎年6月と12月に実施する。 業務上の都合により実施する月を変更することは差し支えない。	教養研修責任者が講師を選任する。	<p>上記のほか以下の内容を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・探偵業の質の向上について ・適正な情報収集要領について ・資機材の活用要領について 	
随時教育研修	会社の業務に関する時事を踏まえ、機を失せず実施する。	朝礼、打合せ等あらゆる機会を通じて実施する。	教養研修責任者が講師を選任する。	<ul style="list-style-type: none"> ・探偵業の現状と展望について ・探偵業者に対する苦情と改善点について ・不適正事案の絶無について 	
外部教育研修	外部機関が行う教育研修、講習会、セミナー等に参加する。	外部機関の実施要領による。	外部講師	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の発展に必要と認められる教養研修 	